

川崎市における町内会・自治会への加入促進等に関する協定書

公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会川崎南支部、川崎中支部及び川崎北支部（以下「事業者団体」という。）、川崎市全町内会連合会（以下「全町連」という。）並びに川崎市（以下「市」という。）は、川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例（平成26年川崎市条例第59号。以下「条例」という。）に基づき、地域社会において重要な役割を担う町内会・自治会（条例第2条に規定する町内会・自治会をいう。以下同じ。）への市民の自発的な加入の促進等を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協定事項）

第1条 事業者団体、全町連及び市が加入促進及び町内会・自治会活動への協力等に向けて取り組む事項を次のとおり定めるものとする。

- (1) 事業者団体は、当該団体に加入する各店舗（以下「各店舗」という。）において住宅の販売、仲介賃貸等を行うに当たっては、町内会・自治会への自発的な加入又は町内会・自治会の自主的な設立に資する情報を提供するよう努めるとともに、町内会・自治会と連携して、町内会・自治会の行事、イベント等の広報に協力すること。
- (2) 全町連は、事業者団体に対し、町内会・自治会への加入促進用の広報物等を提供するとともに、各店舗からの問合せ等に対応すること。
- (3) 市は、事業者団体に対する必要な情報提供、全町連との連絡調整等を通じて、各店舗が行う町内会・自治会への加入促進活動が円滑に進められるよう努めること。

（協定内容の変更）

第2条 事業者団体、全町連又は市のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（疑義等の決定）

第3条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、事業者団体、全町連及び市が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、事業者団体、全町連及び市が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年 2月22日

川崎市川崎区砂子1丁目5番1号 ケイ・ジェイ砂子ビル5階
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会川崎南支部

支部長

佐田哲男

川崎市中原区今井南町29番11号
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会川崎中支部

支部長

二名宏光

川崎市多摩区宿河原2丁目38番1号
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会川崎北支部

支部長

中尾健治

川崎市中原区小杉町3丁目1番地
川崎市全町内会連合会

会長

島田潤二

川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市

川崎市長

福田紀彦